

セレクトセール 2026 上場馬募集のご案内

一般社団法人日本競走馬協会

【目 次】

セレクトセール 2026 上場馬募集について	1
当歳馬申込時の注意事項について	6
家畜市場業務規程	7
写真提出について	17
2026 せり市場総合保険（1歳馬）のご案内	19
2026 せり市場総合保険（当歳馬）のご案内	22
1歳上場馬の四肢レントゲン写真撮影及び上部気道内視鏡動画提出について	25
上場馬のウォーキング（常歩）動画配信について	31

【郵送が必要な書類の提出先及び問合わせ先】

（一社）日本競走馬協会 東京事務局

〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

TEL：03-3505-3445 FAX：03-3505-3455

ホームページ <https://www.jrha.or.jp>

北海道事務所

〒055-0004 北海道沙流郡日高町富川東3-3-1

（株）サラブレッド・ブリーダーズ・クラブ内

TEL：01456-2-2121 FAX：01456-2-2505

8日競協第6号
令和8年3月11日

各位

一般社団法人日本競走馬協会
(公印省略)

セレクトセール 2026 上場馬募集について

拝啓 早春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年もセレクトセール開催にあたり、上場馬を募集いたします。

販売申込及び上場決定後に必要な各種書類提出等の手続きは当協会ホームページの販売者情報内
オンライン販売申込から行っていただきます。(※一部書類の除く)

つきましては、下記の募集要項、家畜市場業務規程をはじめとする各内容をご理解の上、
お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、オンラインによる入力等の操作は、第三者(外部の方)に委託することも可能ですが、
その場合は事前に「オンライン操作委託届」を提出していただく必要があります。「オンライン
操作委託届」は当協会ホームページの販売者情報内「販売申込案内・書類」にありますので、
印刷し、必要事項を記入・押印の上、当協会東京事務局まで郵送してください。

敬 具

記

1. 開催概要

市場名称:	セレクトセール 2026
開催日及び頭数:	2026年7月13日(月) 1歳馬 約240頭 7月14日(火) 当歳馬 約230頭
開催場所:	北海道苫小牧市美沢 114-7 ノーザンホースパーク
品種年齢:	サラブレッド1歳、当歳
主催:	一般社団法人日本競走馬協会

2. 販売者登録

セレクトセールで初めてオンライン販売申込をされる方は、「販売者登録」を行っていただく必要があります。

当協会ホームページの販売者情報内「オンライン販売申込」にアクセスし、販売者登録にある各事項を入力の上、販売者登録を完了してください。販売申込の操作は販売者登録完了後にできるようになります。

また、当セールにオンラインで販売申込をされたことがある方は、本年の初回ログイン時に登録済みの販売者登録情報が表示されますのでご確認ください。変更事項がある場合は、当該箇所の変更処理（入力）をお願いいたします。

3. 申込方法

当協会ホームページの販売者情報内「オンライン販売申込」より、以下の期日までに必要事項を入力の上、申込に必要な添付書類及び写真データをアップロードしてください。

オンライン販売申込の操作方法については、「オンライン販売申込」のトップページ右上段に操作マニュアルを掲載しておりますのでご覧ください。

1) 申込受付期間及び提出物

【申込受付期間】

1歳馬：2026年3月23日（月）～4月13日（月） 正午まで

当歳馬：2026年3月23日（月）～4月23日（木） 正午まで

【提出物】

締切日	区分	提出物
4月13日（月）	1歳馬	①血統登録証明書（写）
4月23日（木）	当歳馬	②種付証明書（写） ③母馬の繁殖登録証明書（写）
5月7日（木）	1歳馬 当歳馬	④写真データ（前、横、後ろ）

※提出物①～④の提出を以て「販売申込」とし、上場選定委員会での選定対象となりますのでご承知おきください。

※④については、P.17「写真提出について」をご覧ください。

2) 共同所有馬の販売申込

販売申込馬が共同所有の場合、前述の提出物以外に、販売者マイページ内「販売申込馬一覧」にある「共有者名簿」から各事項を入力し、「共有を証明する書類（契約書等）」をアップロードしてください。

併せて、当協会ホームページの販売者情報内「販売申込書類」にある共有委任状に必要事項を記入・押印して2通作成し、うち1通を東京事務局に郵送で提出してください。（電子印又は電子署名による委任状は不可）

3) 販売申込馬の取消

申込馬の取消は、**5月7日（木）正午**までです。

また、当歳馬がこの日時までに出生しなかった場合並びに種付料の支払いが完了していない場合は取消とさせていただきます。

なお、同日時以降の取消は「欠場扱い」となり、家畜市場業務規程第28条（5）に定める「欠場違約金」及び第15条に定める「翌年の上場停止」の対象となりますのでご注意ください。（獣医診断書等の提出があった場合を除く）

4) 販売申込登録料

販売申込登録料は申込時には必要ありません。上場決定後に次の料金を請求させていただきます。

販売者が当協会会員 : 1頭につき 50,000円 + 消費税

〃 会員以外 : 1頭につき 100,000円 + 消費税

なお、販売申込登録料は、いかなる理由があっても返還いたしませんのでご承知おきください。

5) 販売申込に際しての注意事項

【適格請求書発行事業者登録番号】

販売者登録時に適格請求書発行事業者登録番号を入力してください（免税事業者を除く）。
昨年入力済みの方は、登録番号を確認してください。

販売者が適格請求書発行事業者の上場馬については、当協会名でインボイス（適格請求書）を発行します。なお、当協会の適格請求書発行事業者登録番号は T2010405000922 です。

販売者が免税事業者（共有者に免税事業者がいる場合を含む）の上場馬については、セールカタログに「免税事業者のためインボイスを発行できない」旨の表示をします。

【上場馬名】

1歳馬：「母馬名の2025」、当歳馬：「母馬名の2026」としてください。

【販売者（所有者）名】

販売者が法人の場合：商業登記されている法人名で販売者登録を行ってください。

販売者が個人の場合：個人名もしくは屋号で販売者登録を行ってください。

【生産牧場名・飼養者名】

法人、個人いずれの場合においても、関係者に確認の上、正確に入力してください。

【悪癖、疾病及び手術歴等】

家畜市場業務規程第17条第6項に定める事項がある場合は、販売申込馬の情報入力時に必ず入力してください。

販売申込馬が同条同項に定める事項に該当するか明確に判断できない場合は、東京事務局までお問い合わせください。

公表せず、売買成立後に当該事項が発見された場合は契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

また、公表事項以外に「神経切断及び神経切除の手術歴」がある馬は、販売申込馬の情報入力の際に「疾病及び手術歴他」欄に入力してください。

4. 上場決定

5月20日（水）に開催予定の家畜市場上場選定委員会において、P.15「家畜市場業務規程（別表 家畜市場上場選定基準）」に基づき上場馬を選定いたします。

選定結果（上場番号を含む）は、**5月22日（金）9：00より「オンライン販売申込」のマイページにてご確認ください。**

なお、選定審査の内容に関する問い合わせにはお答えできませんので了承ください。

【家畜市場上場選定委員】

合田直弘、辻一郎、吉田照哉、下河辺俊行、吉田俊介、小林英典、岡田紘和、岡田牧雄、吉田勝己、今泉玄

5. 上場決定後の手続き

1) 販売申込登録料

上場が決定した馬につきましては、販売申込登録料請求書をお送りしますので、6月15日（月）までにご入金ください。

2) 提出書類等

上場決定馬は、以下の締切日までに、「オンライン販売申込」のマイページより、必要事項の入力を行ってください。

締切日	1歳馬	当歳馬
6月1日（月）	業務委託届（任意）	業務委託届（任意）
	ウォーキング動画配信申込（任意）	ウォーキング動画配信申込（任意）
6月22日（月）	ウォーキング動画データ ※1	ウォーキング動画データ ※1
6月23日（火）	レポジトリ資料データ(義務)※2	—
7月1日（水）	リザーブ価格	リザーブ価格
	誓約書	誓約書
	血統登録証明書（原本） ※郵送	—
	公表事項報告	公表事項報告
	測尺報告	—

※1 P.31「上場馬のウォーキング（常歩）動画配信について」をご覧ください。

※2 P.25「1歳上場馬の四肢レントゲン写真撮影及び上部気道内視鏡動画提出について」をご覧ください。

3) 販売者説明会

全1歳馬販売者・希望当歳馬販売者：6月3日（水） 15：00～

全販売者：7月9日（木） 15：00～

セレクトセール 2026 販売者用スケジュール

月日	事項	提出物
3月23日(月)	申込受付開始(1歳馬、当歳馬とも)	-
4月13日(月)	1歳馬申込締切(正午まで)	血統登録証明書(写)
4月23日(木)	当歳馬申込締切(正午まで)	種付証明書(写)
		母馬の繁殖登録証明書(写)
5月7日(木)	写真提出締切(正午まで)	写真データ
	申込馬の取消締切(正午まで) 同日時以降の取消は「欠場」とみなし、「欠場違約金」及び「翌年の上場停止」の対象となります(獣医診断書等の提出があった場合を除く) ※家畜業務規程第15条及び第28条(5)参照	
	当歳馬出生締切(正午まで)	-
	当歳馬の種付料支払い完了(正午まで)	-
5月20日(水)	上場選定委員会	-
5月22日(金)	選定結果通知(9:00からオンライン販売申込のマイページにて)	-
6月1日(月)	業務委託届締切(正午まで)	業務委託届
	ウォーキング動画申込締切(正午まで)	ウォーキング動画掲載申込
	販売者説明会の出欠締切(正午まで)	販売者説明会の出欠(1歳:全販売者、当歳:任意)
6月3日(水)	販売者説明会(1歳全員+当歳希望者)	-
6月15日(月)	販売申込登録料入金締切	-
	ウォーキング動画掲載料入金締切	-
6月22日(月)	ウォーキング動画提出締切	ウォーキング動画データ
6月23日(火)	レポジトリー資料提出締切(1歳のみ)	レポジトリー資料データ
7月1日(水)	各種報告・書類提出等締切(正午まで)	リザーブ価格
		血統登録証明書・原本(1歳のみ) ※郵送
		公表事項報告
		測尺報告(1歳のみ)
		誓約書
		販売者説明会の出欠(全販売者)
7月9日(木)	販売者説明会(全販売者)	-
7月10日(金)	1歳馬入厩開始(13:00~随時)	-
7月11日(土)	1歳馬下見(9:00~17:00)	-
7月12日(日)	※7月12日 8:00までに全馬入厩完了	-
7月13日(月)	セレクトセール2026(1歳)	-
7月14日(火)	セレクトセール2026(当歳)	-

当歳馬申込時の注意事項について

当歳馬の販売申込は国内居住者のみの所有にかかる馬に限定していますが、パートナーシップやこれに類するものが関係する場合には、その構成員を把握する必要があること等から、販売申込の際に次の書類を提出していただいて国内居住者所有を確認しますので、ご協力をお願いいたします。

1 販売申込を行う当歳馬の所有者がパートナーシップ等の場合

入力・書類

①パートナーシップ等の構成員の氏名、住所等の必要事項（オンラインで入力済み）

②パートナーシップ等が JRA の繁殖牝馬所有者賞を交付されたことを証明する書類

※交付実績がない場合は、アその理由、イ申告された構成員が真の構成員であることを証明する書類の提出をお願いいたします。

※上記①と②を勘案して販売申込を行う当歳馬の所有者の国内居住を判断します。

国内居住を確認できた場合



販売申込を受け付けます。

国内居住を確認できなかった場合



販売申込できません。

2 販売申込を行う当歳馬の所有者が国内居住者であって、母馬の繁殖登録証明書の所有者欄がパートナーシップ等又は国内非居住者の場合

書類

①販売申込を行う所有者に当歳馬の所有権があることの証明書類

売買契約書、代金決済書類（相殺を用いず全額支払済であること）

注：当歳馬出生時点の母馬所有者が国内居住者であることをジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿もしくは所有種雌馬一覧表で確認できた場合には、上記書類の提出は不要です。

※販売申込を行う「当歳馬所有者」に当該馬の所有権があることを確認します。

所有権を確認できた場合



販売申込を受け付けます。

所有権を確認できなかった場合



販売申込できません。

※但し、必要に応じて、構成員の国内居住を証明する書類、パートナーシップ契約書、パートナーシップ組成目的・母馬入手経路等を記載した書面の提出をお願いする場合があります。予めご承知おきください。

家畜市場業務規程

第 1 章 総 則

(遵守義務)

第 1 条 市場の運営を適正かつ円滑に行うため、販売者及び購買者を含む家畜取引に関わる全ての当事者(市場参加者を含む。)は、この家畜市場業務規程を遵守しなければならない。なお、本規程においては、販売(上場)申込者、上場者、落札による売渡当事者を総称して「販売者」という。

(家畜市場の位置)

第 2 条 一般社団法人日本競走馬協会(以下「開設者」という。)は、北海道苫小牧市美沢 114-7 ノーザンホースパーク内において、家畜市場(以下「市場」という。)を開設する。

- 2 開設者の事務所は、下記住所地に置くものとし、なお市場開催中の事務所は、市場内に設ける。
東京事務所 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
北海道事務所 北海道沙流郡日高町富川東 3-3-1
株式会社サラブレッド・ブリーダーズ・クラブ内

(取り扱う家畜の種類)

第 3 条 市場において取り扱う家畜は、国内において生産されたサラブレッド当歳馬及び 1 歳馬とする。

(上場家畜)

第 4 条 市場に上場する家畜(以下「馬」という。)については、第 17 条第 6 項に定める瑕疵のうち同条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のまま上場されるものとする。

- 2 購買者は、購入しようとする馬のうち 1 歳馬に限って、開設者所定の手続に従い、市場内のレポジトリ施設又は開設者のウェブサイト上のオンラインレポジトリにおいて四肢レントゲン写真及び上部気道内視鏡動画を閲覧することができる。

(開場の期日)

第 5 条 開場の期日は、理事会で決定し、北海道知事に届け出て公表した日とする。

(開場の時間)

第 6 条 開場の時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。但し、開場時間内に馬の取引が終了しないときはこれを延長することができる。

(馬の繫留等)

第 7 条 馬は市場内にある家畜診療所に配置された獣医師により家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繫留し、又は上場することができない。

- 2 馬は、開設者の指示に従い、開設者の指定する場所に繫留しなければならない。
- 3 家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶又は隔離もしくは移動制限の要求がなされたときは、当該馬の管理者はこれに従わなければならない。

(獣医師による検査を受ける場合の手続)

第 8 条 家畜取引の当事者は、市場開催日において市場に配置された獣医師にその馬が疾病にかかっているかどうかの検査を求めることができる。但し、かかる検査費用は原則として検査を求める当事者が負担する。

- 2 家畜取引の当事者が、前項の検査を求める場合には、事前に開設者にその旨申し出るものとする。

(せり会場における馬の事故責任)

第 9 条 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

第 2 章 家畜取引の方法及び手続

(取引の方法)

第 10 条 市場における馬の取引は売買により行い、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第 11 条 馬は開設者の定める順序により、1 頭ずつせり場の上場する。

- 2 せりの方法はせり上げを原則とし、事情によってはせり下げの場合もある。せり上げは 10 万円の整数倍で行うものとする。
- 3 開設者が必要と認めた場合にあっては、実馬のせり場への上場に代えて当該馬の動画の映写により市場への上場とみなすことができるものとする。開設者がかかる上場方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。
- 4 開設者が必要と認めた場合にあっては、購買者は電話又はオンラインによるせり参加ができるものとする。開設者がかかるせり参加方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。

(再せり売り)

第 12 条 販売者は、上場した馬につきせり落とし人が決定しなかったときは、その馬を再上場することができる。

- 2 前項の規定により再上場しようとする者は、直ちにその旨を開設者に申し出るものとする。
- 3 再せり売りは、開設者の定める順に行うものとする。

(販売者及び販売申込)

第 13 条 販売者は当該馬の所有者であることを要する。

- 2 販売者は、オンラインの方法により（但し、例外的に開設者が別途指定し又は特に認めた場合は開設者所定の書面によることができる。）、販売申込者兼所有者の住所、氏名（名称）、適格請求書発行事業者登録番号（但し、免税事業者を除く。）、当該馬の性別、毛色、生年月日、血統、悪癖、疾病及び手術歴並びに生産牧場及び飼養者等を記入して販売の申し込みを行うものとし（オンラインの方法により送信され、又は開設者が指定しもしくは特に認めた書面による販売申込を総称して、以下「販売申込書」という。）、加えて当該馬の血統を証明する書類を開設者に提出するものとする。
- 3 当該馬が共同所有にかかる場合の販売申込は、共有者全員（以下「共有者ら」ということがある。）を代表する者（以下「共有代表者」という。）を通じてこれを行うものとし、前項に定める販売申込書及び血統を証明する書類のほか、開設者所定の書式による共有者名簿及び他の共有者らから共有代表者に対する委任状を開設者に提出するものとする。
- 4 当歳馬の販売申込については、これを国内居住者のみの所有（共有を含む。）にかかる馬であって、かつ、種付料の支払いが完了しているものに限定する。また、当歳馬の販売申込手続に際して開設者が必要と判断する場合には、販売申込者に対し売買契約書など当該馬の所有者を証明する書類を開設者が定める期日までに提出するよう求めることができる。開設者がかかる書類の提出を求めたにもかかわらず、当該販売申込者においてその提出を期日までに行わず又は書類を提出するも開設者において当該馬の所有者を証明するに足りないものと判断した場合には、当該馬の販売申込はこれを受け付けない。
- 5 血統を証明する書類は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが交付する血統登録証明書とする。但し、当歳馬及び 1 歳馬については、次によるものとする。

(1) 当歳市場

- ① 血統を証明する書類のない場合は、血統登録証明書の提出を猶予し、血統の証明は販売者の申告に基づくものとする。この場合でも、販売者は血統登録証明書が交付され次第速やかにこれを開設者に提出するものとする。
- ② 販売者は、販売申込に際して当該馬の種付証明書（写）及び母馬の繁殖登録証明書（写）を開設者に提出するものとする。

(2) 1歳市場

販売者は、当該市場への申込時において当該馬の血統登録証明書を開設者に提出するものとする。但し、未だ公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルより血統登録証明書の交付を受けていない販売者が、開設者が別途指定する販売申込締切日までに、同公益財団法人に対して当該馬の血統登録申請をすでに提出していることを証した場合は、その提出を猶予することがある。かかる場合における血統の証明は、販売者の申告に基づいて行うものとする。販売者は、後日血統登録証明書の交付を受け次第これを開設者に提出するものとする。

- 6 前項(1)及び(2)に関し、取引成立後において血統の申告内容に相違あることが判明した場合又は血液型検定もしくはDNA型検定で親子関係が否定された場合は、販売者の責任において一切を処理するものとする。また、販売申込書の記載内容に誤りがあった場合についても、販売者はそれにより生ずる一切の責任を負うものとする。
- 7 市場開催日前日までに1歳上場馬の血統登録証明書が開設者に提出されていない場合であって開設者が特に必要と判断する場合、開設者は当該馬の上場を拒否することができる。また、販売申込馬又は上場馬に関して販売者の申告内容に虚偽その他の誤りがあることが判明した場合、開設者はその裁量により当該販売申込又は上場及び以後の販売申込を拒否することができる。この場合、開設者は受領済みの販売申込登録料を販売者に返還しない。
- 8 開設者が販売者から血統登録証明書の提出を受けた場合、開設者は、売買取引成立馬にあっては、売買代金及び保険料の全額決済後に血統登録証明書を購買者に引き渡し、また主取馬にあっては、当該せり市場終了後速やかにこれを販売者に返還するものとする。但し、本条第5項(1)の①及び(2)において開設者が血統登録証明書の提出を猶予した場合、開設者は、販売者から血統登録証明書の提出を受けた後に、これを購買者に引き渡すこととする。
- 9 販売者は、本条第1項に従って販売申込をした1歳馬が上場馬として選定された場合には、開設者が別途指定するレポジトリー資料を指定期日までに開設者に提出するものとする。万一、かかるレポジトリー資料に不正があった場合には、販売者はそれにより生ずる一切の責任を負うものとする。
- 10 販売者は、開設者が別途指定する期日までに第17条に定める公表事項を書面又はオンラインの方法にて提出し、かつその後新たな公表事項が発生したときには速やかに(遅くとも当該上場馬のせり開始前に開設者が公表できる時間的余裕をもって)これを書面にて開設者に提出するものとする。また、リザーブ価格(販売者が予め定めた最低販売価格。但し消費税抜き。)についても、開設者が別途指定する期日までにこれをオンラインの方法にて開設者に提出するものとする。提出済みのリザーブ価格の変更については、これを増額する場合には当該上場馬のせり前日までに、減額する場合には当該上場馬のせり開始時刻までに新たな価格をオンラインの方法により(但し、かかる変更が市場開催初日の2日前以降に行われる場合は書面にて)開設者に提出することにより行うものとする。開設者は、かかるリザーブ価格を当該せり市場終了時まで保管する。
- 11 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者からの販売申込があったときは、これを受け付けない。また、上場が決定した馬の販売者が各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該上場馬は欠場扱いとする。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 法人である場合にあっては、その役員のうち、また組合である場合にあっては、その組合員のうち、前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 12 第28条(1)に定める販売申込登録料は、販売申込馬の上場が決定した後、直ちに支払うものとする。

(販売申込馬の選定)

第 14 条 開設者は、販売申込のあった馬について、別表に定める選定基準により上場する馬を選定するものとする。

(販売申込の取り消し・上場欠場)

第 15 条 販売者は、開設者が別途指定する販売申込確定期日以降に販売申込を取り消す場合、又は上場が決定した馬を欠場させる場合は、速やかに当該馬の疾病、事故等、販売申込の取り消し又は上場欠場の理由を証する獣医診断書その他開設者が認める資料を付して開設者に届出するものとする。かかる届出手続を怠った販売者は、当該馬につき上場が決定したか否かにかかわらず、開設者に対し第 28 条に定める欠場違約金を支払うものとする。また、開設者は、かかる届出手続を怠った販売者につき翌年の販売申込を受け付けない。

2 開設者は前項の届出があったときは、せり当日せり名簿に記載した当該馬の番号を市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示して公表する。

(購買の申込)

第 16 条 購買を希望する者は、当該市場開催の 10 日前までに、開設者に住所、氏名（名称）などを申告するとともに第 27 条に規定する予納金を納付し又はスタンドバイ L/C を差入れ、購買者登録を受けなければならない。但し、開設者がその裁量に基づいて特に認めた者にあつては、予納金の納付及びスタンドバイ L/C の差入れを免除することができる。

2 前項の場合、購買を第三者に委任するときは、別に定める購買代理人委任状を開設者に提出しなければならない。併せて、かかる委任を受けた購買代理人は購買代理人登録申込書を開設者に提出して購買代理人登録を受けなければならない。

3 止むことを得ない理由により、第 1 項に定める期日までに前第 1 ないし 2 項の手続を完了できなかった者にあつては、市場開催当日のせり開始時刻より 30 分以上前に開設者が認める保証人を立てた上で、前第 1 ないし 2 項の手続を完了した場合には、登録が認められることがある。なお、開設者が特に認めた場合は、保証人を省くことができる。

4 開設者は、購買登録申込書の記載事項等を審査の上、購買者登録を行った場合には、購買者に対し購買者番号章（購買者番号シール）を交付する。但し、購買者登録の申込が第 11 条第 4 項に定めるオンラインによるせり参加の場合、開設者は、購買者番号章に代えて、購買者番号、ID 及びパスワードを記載した書面を購買者に交付する。

5 購買者は前項に定める購買者番号章（オンラインによるせり参加の場合は ID 及びパスワード）を厳格に管理しなければならない。購買者番号章又は ID 及びパスワードを用いて行われたせり上げ及びせり落とし等に係る全ての法的責任は当該購買者が負うものとする。

6 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者からの購買の申込があったときは、これを受け付けない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法人である場合にあつては、その役員のうち、また組合である場合にあつては、その組合員のうち、前各号のいずれかに該当する者のあるもの

7 開設者は、前第 1 ないし 3 項及び第 6 項に従って審査するとともに、第 31 条各号の 1 への該当の有無を勘案の上、その判断により購買の申込を受け付けないことがある。

(取引開始前の公表)

第 17 条 取引開始前の公表事項は、せり名簿に記載された事項のほか、第 6 項に定める各事項とする。

2 販売者は、追加すべき事項がある場合及びせり名簿に記載されている事項について記載もれ、誤記などを発見した場合は、せり開始前までに開設者に書面にて、追加・訂正を求めなければならない。

3 開設者は、前項の申出があったときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。

- 4 販売者は、公表された事項について事実と相違する点があった場合は、販売者の責任においてその一切を処理するものとする。
- 5 1歳市場上場馬のうち血統登録証明書が交付されていない馬については、上場前にその旨公表するものとする。
- 6 販売者から書面又はオンラインの方法にて届出のあった以下各事項は、上場馬ごとに市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示してこれを公表するとともに、せり人（鑑定人）が取引開始前にその概要を読み上げるものとする。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、熊癖）
 - (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
 - (3) 上気道疾患に対する外科手術歴
 - (4) 開腹手術歴
 - (5) 骨折に起因する外科手術歴
 - (6) 関節内骨関節疾患に対する外科手術歴
 - (7) 腱及び靭帯（支持靭帯）の切断もしくは切除手術歴
 - (8) 去勢

（せり落とし人の決定、売買契約の成立及び危険負担）

- 第 18 条 せり人（鑑定人）は、最高せり上げ価格を少なくとも三度呼びあげ、他にこれをこえる価格にせり上げる者がいないときは、槌を下ろし、最高価格を提示した者につき、直ちにその購買者番号及びせり落とし価格を呼びあげる。但し、最高価格がリザーブ価格に達しない場合は、かかる者はせり落とし人とはならない。
- 2 前項の方法により、せり人（鑑定人）はリザーブ価格以上の最高価格の提示者をもってせり落とし人と決定し、その時点をもって販売者とせり落とし人との間に売買契約が成立する。
 - 3 せり落とし人が決定したのちは、何人も異議を申し立てることはできない。
 - 4 せり落とし人が決定したときは、せり落とし人は、直ちに所定の売買確認書に署名するものとする。但し、せり落としが第 11 条第 4 項に定めるオンラインせりによる場合、かかるせり落とし人は、売買確認書への署名に代えて、オンラインせりサイト上の売買確認画面において売買契約成立の確認を行うものとする。
 - 5 せり落とし人と販売者は、かかる売買をさらに確認するため、別途所定の売買契約書に調印しなければならない。
 - 6 せり落とされた馬に関する危険負担は、せり落とし人決定（売買契約成立）の時点をもって、すべて販売者からせり落とし人（購買者）に移転する。

（せり落とし人の決定に係る紛争の処理）

- 第 19 条 せり落とし人の決定に係る紛争が生じた場合、紛争当事者はせり人（鑑定人）の裁定に従わなければならない。
- 2 せり人（鑑定人）が紛争対象馬のせりの再開を裁定した場合、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買者が参加できるものとし、せり人（鑑定人）はこの旨宣言しなければならない。

（代金の決済及び所有権の移転）

- 第 20 条 購買者は、当該せり市場最終日の翌日より 10 日以内にせり落とし価格に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金」という。）を開設者名義の指定銀行口座宛に振込の方法によって支払うものとする。但し、当歳馬の代金決済については、当該せり市場最終日の翌日より 10 日以内に売買代金の 50% を支払い、残りの 50% については翌年の 3 月末日までに支払うとの決済方法によることができる。なお、売買代金の決済は、日本国通貨（円）によるものとし、振込手数料は購買者の負担とする。
- 2 第 28 条 (2) に定める売買手数料は、販売者が負担するものとし、開設者は購買者から受領した売買代金からかかる手数料を控除して徴収し、その残額を販売者に支払う。

3 購買者が支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで、年率20%の割合による遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金は、市場開設者名義の口座宛振込の方法によって支払うものとする。

4 せり落とされた馬の所有権は、売買代金及び第28条(4)に定める保険料のうち購買者負担部分が完済された時点をもって販売者から購買者に移転するものとする。

(馬の引渡)

第21条 馬の引渡は、売買代金及び第28条(4)に定める保険料のうち購買者負担部分の完済後に販売者と購買者が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。

2 馬の引渡前の飼養管理料は、当歳馬については、当該せり市場開催の翌年3月31日までは無償とし、また1歳馬については、当該せり市場最終日の翌日から起算して10日目までは無償とする。但し、馬の医療費などの特別費用については上記にかかわらず常に購買者の負担とする。販売者(又は販売者から委託を受けた牧場等)が、当歳馬及び1歳馬に関する上記各期日後も引き続き当該馬の飼養管理を継続する場合には、かかる各期日の翌日から当該馬の現実の引渡日までの期間における飼養管理は、これを有償とする。販売者と購買者は、上記各期日までに、かかる飼養管理に関する契約書を締結するものとする。

3 販売者は馬の引渡を行うまでの間、当該馬の管理につき自己のものにおけるのと同じの注意義務を負うものとする。

4 販売者は、馬の引渡を行うまでの間に、自らの費用負担にて個体識別のために国際標準化機構(ISO)が定める規格のマイクロチップの埋め込みを完了するものとする。馬の引渡後において埋め込みが確認できなかった場合は、販売者の責任において一切を処理するものとする。

(契約の解除)

第22条 購買者又は販売者が、本規程又は個別の売買契約に違反したときは、法令又は当該契約に定めるところにより契約を解除することができる。

2 購買者が、せり落とした馬について第17条に基づいて公表されなかった同条第6項に定める事項を発見し、当該取引終了の翌日から10日以内に、獣医診断書等を付した書面をもって開設者に届け出たときは、その売買に係る契約を解除することができる。

3 第17条第6項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は前項に定める届け出が前項に定める期間内に行われなかった場合は、購買者は、せり落とした馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。

(取引終了後の公表)

第23条 取引終了後の公表は、その翌日までに、次に掲げる事項を市場内の所定場所及び開設者のウェブサイト上に掲示して行う。

- (1) 馬の性別、年齢別上場頭数
- (2) 馬の性別、年齢別及び取引成立頭数
- (3) 前項の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

第3章 市場業務執行係員及び取引関係人

(市場業務執行係員)

第24条 この市場は、開設者がその業務を執行する。せり人(鑑定人)、獣医師、市場係員は、開設者の職員及び開設者が指定又は依頼した者とする。

(せり人(鑑定人)の禁止行為)

第25条 せり人(鑑定人)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売者又は購買者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して、販売者又は購買者から金品その他の利益を受けること。
- (3) 売買の当事者となること。

- (4) 故意にせり落とさせないこと。
- (5) 一般に通用しない符丁その他の方法で価格を呼びあげること。
- (6) リザーブ価格書に記載されたリザーブ価格を他にもらすこと。

(仲立業の営業禁止)

第 26 条 この市場において仲立業の営業はこれを認めない。

第 4 章 予納金及び徴収料金

(予納金)

第 27 条 第 16 条第 1 項に定める予納金の額は、①購買者の購買予定頭数及び購買予定単価から算出される購買予定額の 50%相当額、又は②最低予納金額としての 2,000 万円のうち、いずれか高い金額とする。また、その予納金の納付は、購買者登録前に、日本円で開設者指定口座に振り込むか、又は開設者が認める金融機関が発行する円建てスタンドバイ L/C（予納金を額面金額とする。）を開設者に差入れるかのいずれかの方法によるものとする。なお、納付された予納金は無利息とする。

2 予納金を納付し又はスタンドバイ L/C を差入れた購買者は、原則として予納金又はスタンドバイ L/C の額面金額の倍額に至るまでせり売りに参加することができる。

3 銀行振り込みによる予納金の場合は、当該せり市場最終日の翌日に売買代金の全部又は一部に充当されるものとし、スタンドバイ L/C の差入れによる場合は、第 20 条第 1 項に定める期日までに売買代金の決済を行わなかった場合にその実行金額が売買代金の全部又は一部に充当されるものとする。また、第 29 条第 1 項に定める違約金が発生した場合においても、予納金又はスタンドバイ L/C の実行金額は違約金の全部もしくは一部として充当される。但し、購買者が複数の馬をせり落とした場合には、予納金又はスタンドバイ L/C の実行金額は、それぞれのせり落とし価格に応じ売買代金又は違約金に按分充当されるものとする。

4 購買者が、当該せり市場において自己がせり落としたすべての馬に係る売買代金又は違約金の支払い（充当を含む。）を完了した後、なお予納金に残余が生じた場合は、開設者から購買者に対して遅滞なく返還されるものとする。

(徴収料金)

第 28 条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。

- (1) 販 売 申 込 登 録 料 一般社団法人日本競走馬協会の会員である販売者にあつては馬 1 頭につき 50,000 円に消費税を上乗せした金額。
会員以外の販売者にあつては馬 1 頭につき 100,000 円に消費税を上乗せした金額。
この登録料はいかなる理由があつても返還しない。
- (2) 売 買 手 数 料 販売者の負担とする（売買代金より差引徴収）。
当歳馬：せり落とし価格の 100 分の 4 に消費税を上乗せした金額
1 歳馬：せり落とし価格の 100 分の 5 に消費税を上乗せした金額
- (3) 主 取 手 数 料 主取馬（最高のせり価格がリザーブ価格に達せず売買が成立しなかった上場馬）の販売者の負担とする。
当歳馬：リザーブ価格の 100 分の 1.5
1 歳馬：リザーブ価格の 100 分の 2.5
但し、上記にかかわらず、主取手数料は下記各金額をもってその最低額とする。
当歳馬：60,000 円
1 歳馬：100,000 円

- (4) せり市場総合保険料 当歳馬については販売者6割、購買者4割の割合で負担し、1歳馬については販売者と購買者の折半による負担とする。
- (5) 欠場違約金 馬1頭につき、1,000,000円。但し、販売申込手続をした馬が疾病、事故等で止むを得ず欠場せざるを得なくなったときであって、速やかに獣医診断書を付して開設者に届けられた場合はこれを課さない。

第5章 雑 則

(契約違反の場合の措置)

第29条 購買者がその馬に係る売買契約に違反し、同契約が解除された場合は、違約金として売買代金の100分の50に相当する金額を開設者に納付しなければならない。但し、当歳馬については、開設者はすでに受領済みの売買代金の50%相当額をもって上記違約金に充当することができる。

2 徴収した違約金は、当該馬の販売者に支払う。

(落札馬の保険加入)

第30条 落札された当歳馬については、開設者が、販売者6割、購買者4割の割合による保険料の負担をもって、せり市場総合保険に加入するものとし、売買代金全額をその保険加入額とする。

2 落札された1歳馬については、開設者が販売者及び購買者による保険料の折半負担をもってせり市場総合保険に加入するものとし、売買代金全額をその保険加入額とする。

3 保険料については、購買者負担部分にあつては、売買代金の支払期日（当歳馬においては初回の売買代金支払期日）において購買者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者負担部分にあつては開設者が販売者に対して売買代金を支払う際に控除することによって決済する。

4 当歳馬、1歳馬のいずれかにかかわらず、保険事故（死亡又は競走能力喪失）発生の場合の保険金は、まず開設者が受領した上で、これを当該馬の所有者に支払う。その時点において購買者がすでに売買代金の全部又は一部を支払済みである場合には開設者において適宜その精算を行う。

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第31条 開設者は、次の各号の1に該当する者に対し、入場を禁じ又は退場を命ずることがある。

- (1) この業務規程に違反した者
- (2) 市場内の馬について虚偽の風説を流布した者
- (3) 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者、もしくはそのおそれのある者
- (4) 故意に市場の施設を毀損し、又は馬に危害を加えた者、もしくはそのおそれのある者
- (5) 市場係員の指示に従わない者

(管轄裁判所)

第32条 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(施行期日)

第33条 この業務規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この業務規程の改正は、令和7年3月7日から施行する。

〈別表〉

家畜市場上場選定基準

本協会が開催するセレクトセールに上場する馬（サラブレッド当歳馬、1歳馬）の選定については、下記により取り扱うこととする。

1. 家畜市場上場選定委員会

- (1) 家畜市場上場選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、理事会の承認を得て会長が委嘱する委員により構成する。
- (2) 選定委員会の委員は、8名以上11名以内で構成し、うち2名は学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- (3) 選定委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開き及び議決をすることができない。

2. 上場馬の選定方法

選定委員会は、販売申込のあった馬の血統について、別紙上場馬の選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、下記手順による選定を行い、併せて、販売申込馬の配合種牡馬を勘案の上、同委員会が、上場可能頭数の範囲内で、上位に選考された馬を当セレクトセールの上場馬として選定する。

記

- ① 販売申込のあった馬の母馬及びその近親の競走成績については、選定基準に基づき評価することとし、母馬及びその近親に重要度の高いレースの勝馬が多いものを上位とする。
 - ② 配合種牡馬の評価については、直近の種牡馬順位表（日本中央競馬会資料）及び選定基準に基づき、その産駒の競走成績から種牡馬としての優先順位を判断する。なお、新種牡馬の評価は、本馬の血統、競走成績、種牡馬としての将来性、期待度等を勘案し、選定委員会で別途判断する。
 - ③ 選定に当たっては、血統評価を視覚的に容易にするため、選定基準に基づき作成した「ブラックタイプ」を活用することができるものとする。
- (注)「ブラックタイプ」とは、当セレクトセールで上場馬のせり名簿に採用している血統の表示方式で、母馬の牝系図に、選定基準に基づき、国内外の主要レース勝馬及び入着馬を記載したものである。

3. その他

- (1) 選定委員会は、選定に係る順位付けの結果、上場馬が特定の者の所有馬に偏るなど、家畜市場としての公益性を損ねると判断した場合は、選定基準に基づく優先順位にかかわらず、販売者の了解を得て、特定の馬を選定外とすることができる。
- (2) 販売申込馬の選定結果については、選定委員会又は協会が販売者に対してこれを通知する。

(別紙)

上場馬の選定基準

下記のローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、そのレースの重要度に応じて段階的に表示したものであり、Ⅰを最重要レースとし、Ⅱは、Ⅰに準ずる重要レース、Ⅲは、Ⅱに準ずる重要レースと位置づける。

- I. 中央競馬：重賞競走及びリステッド競走（国際せり名簿基準書 International Cataloguing Standards Book に掲載されたオープン特別競走。以下同じ）の勝馬
地方競馬：ダートグレード（以下 DG という。）競走の勝馬。DG 競走導入（1997 年 4 月）以前の南関東重賞、東海三大競走（東海ダービー、東海菊花賞、東海桜花賞。以下同じ）及びその他の主要競走（1 着賞金 3,000 万円以上）の勝馬
海外競馬：国際 G1・G2・G3 及び加ローカル G レース（G 制度導入以前のこれらに準ずる競走も含む。以下同じ）の勝馬。パートⅠのリステッドレース（国際せり名簿基準書掲載レース。以下同じ）及びそれに準ずる北米ステークスの勝馬

- Ⅱ. 中央競馬：リステッド競走以外のオープン特別競走（1984 年以降の平地競走。以下同じ）の勝馬。重賞競走及びリステッド競走の 2・3 着馬
地方競馬：DG 競走の 2・3 着馬。上記以外の主要競走（1 着賞金 1,000 万円以上）の勝馬
海外競馬：国際 G1・G2・G3 及び加ローカル G レースの 2～4 着馬。パートⅠのリステッドレース及びそれに準ずる北米ステークスの 2・3 着馬

- Ⅲ. 中央競馬：条件特別競走（平地）の勝馬。リステッド競走以外のオープン特別競走の 2・3 着馬。重賞競走の 4・5 着馬。平地 4 勝以上の馬。障害 3 勝以上の馬
地方競馬：DG 競走 4・5 着馬。DG 競走導入以前の南関東重賞、東海三大競走及びその他の主要競走（1 着賞金 3,000 万円以上）の 2・3 着馬。前出以外の重賞競走の勝馬
海外競馬：パートⅡ・Ⅲのリステッドレースの勝馬。その他の主要競走（平地）の勝馬

- Ⅳ. 上記Ⅰ～Ⅲ以外の馬

写真提出について

重要

上場選定委員会及びセールカタログに掲載する写真は、当協会ホームページの販売者情報内マイページの販売申込馬一覧からデータをアップロードしてください。

なお、上場決定馬については、提出いただきました写真をセールカタログに掲載するほか、当協会が認めた用途に使用することがありますので、ご承知おきください。

提出締切日以降の撮り直しによる写真の差替えは出来ません。(締切日までの差替えは可能)併せて、提出締切日時までに写真データの提出がなかった場合は、販売申込を取消とさせていただきます。

馬の頭が左側になるように立たせて撮影してください。

※諸事情でできない場合は、東京事務局（TEL：03-3505-3445）までご連絡ください。

【提出いただくもの】

- ・写真データ（プリント写真は不要）
前、横、後ろを各1枚 合計3枚

提出締切日時 5月7日（木） 正午まで

【提出方法】

写真データはデジタルカメラで撮影し、ファイル名を以下の例のように入力して、JPEGで保存の上、マイページ内「販売申込馬一覧」よりアップロードしてください。

入力例：ラヴズオンリーミーの2017_前

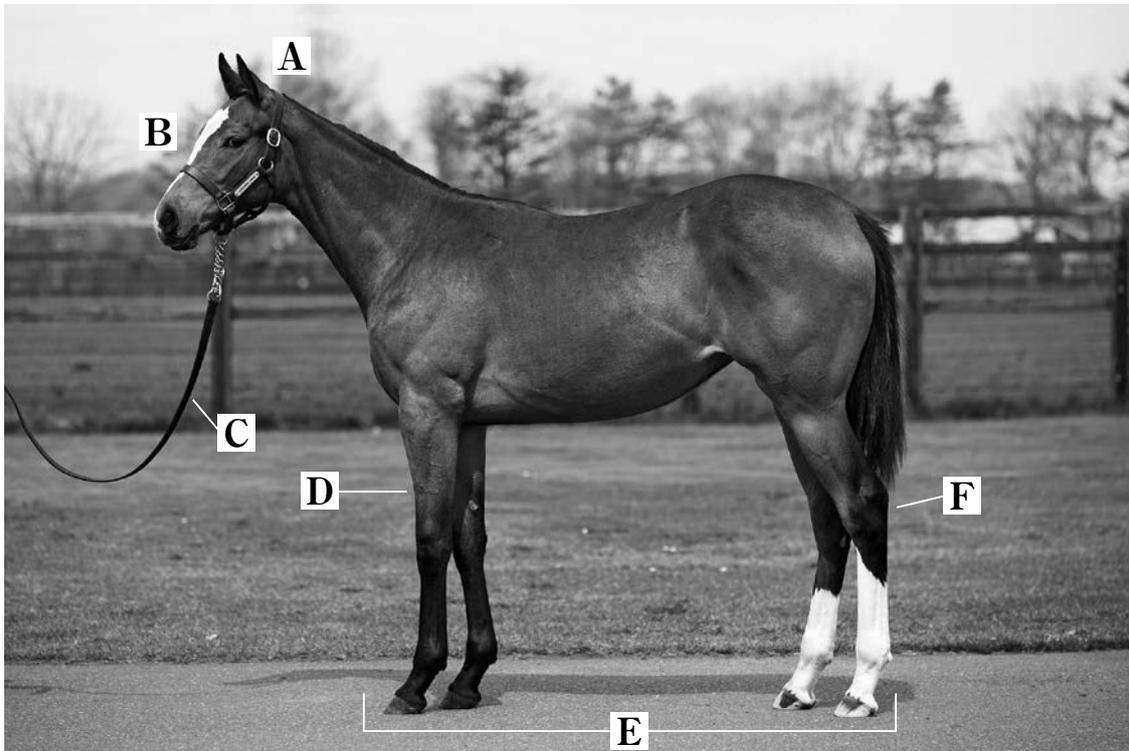
(上場馬名と写真の向きの間には「_（半角アンダーバー）」を入れてください。)

【注意点】

- ・撮影した写真データは加工（トリミング等）せず、そのまま提出してください。
提出前にトリミング等をしてしまうと、カタログに掲載する写真の最終調整ができず、撮り直し等をお願いする場合がありますのでご注意ください。
- ・販売者は、提出する写真が申込馬に間違いがないかを必ず確認してください。
※販売者が、確認を行わずにカメラマン任せにしたことによって、写真の入れ違いが発生していますので、必ず確認をお願いいたします。
- ・何か不明な点がございましたら、東京事務局までお問い合わせください。

【撮影時の注意点】

写真カタログでは、写真の出来が非常に重要になるので、馬の写真撮影専門家に依頼していただくことをお勧めしますが、ご自身で撮影する場合は、次のような点に注意して良い写真を提出してください。



カメラ デジタルカメラ（スマートフォン並びに携帯電話のカメラは不可）を使用し、**最も高い画質モード**で撮影する。

場 所 背景のぬけが良い平坦地（パドック等）が適当。

時 間 晴天無風の午前中で、逆光に注意する。

馬装具等 頭絡、引綱にも十分配慮する。

立ち姿 **馬の頭が左側になるように立たせて撮影する。**

A) 耳 前方に注意を払わせる（口笛・帽子等使用）。

B) 目 輝いている状態で撮影する。

午後は眠っていることが多いので午前中が良い。

C) 手綱 自然なたるみを作り、口の下をつかまない。

D) 前肢 やや揃い加減が良い。

E) 四肢 4本均等に地面を踏み込んだ状態で、前のめり、休んでいる足がないように注意し、**蹄までしっかり見えるように撮影する。**

F) 手前後肢 あまり流れないようにする。

注意事項 人物の写り込みを極力抑える。

2026 せり市場総合保険（1 歳馬）のご案内

2026 年セレクトセール（以下「当該せり市場」）で取引された 1 歳馬は、その危険負担を考慮し、当協会を保険契約者として「せり市場総合保険」（幹事引受保険会社・損害保険ジャパン株式会社）に加入します。その際の保険料は販売者及び購買者が折半（各々 14% ずつ）して負担するものとします。

（1）せり市場総合保険の特色

落札時から翌年 2 歳 8 月 1 日の午後 4 時までの事故に保険金・手術保険金が支払われます。

普通保険 せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合

特約【競走能力喪失】 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合

特約【手術費用】 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合

（2）保険の対象

当該せり市場において落札された全馬を対象とします。（強制加入）

（3）補償の範囲と金額について

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
普通保険 せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合	次の事由による死亡（切迫屠殺を含む）の場合 ① 傷害・疾病 ② 火災・落雷 ③ 法定伝染病	保険金額の 100% * 保険金が支払われた後、いかなる場合も被保険馬は、競走の用に供されてはなりません。
特約 競走能力喪失 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合	次の傷病が完治せず、競走の用に供することができない、又は出走資格を永久に喪失するものであることを、保険会社指定獣医師が認定した場合 ① 骨折、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂並びに 1 眼以上の失明。 但し、骨折には剥離骨折（関節内剥離骨折を除きます）を含みません。 ② 蹄葉炎、離断性骨軟骨症（OCD）による跛行、変形性（退行性）関節疾患（DJD）による跛行 ③ 眼疾患による 1 眼以上の失明 ④ 腰痠（「レントゲン検査又は脊髓造影検査にて頸椎の形成異常が認められるか、神経圧迫病変が推定されるもの」、かつ「重度の運動失調が認められるもの」に限ります。）	

特 約	手術費用 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合	<p>傷害又は疾病により、次の外科手術（吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。但し、関節鏡手術の場合は、局所麻酔による立位により行われる手術も対象とします。）を受けた場合</p> <p>① 上部気道手術 ② 開腹手術 ③ 眼科手術 ④ 副鼻腔手術 ⑤ 歯科手術 ⑥ 腫瘍摘出手術 ⑦ 外傷手術 ⑧ 骨摘出手術 ⑨ 軟部組織摘出手術 ⑩ 関節鏡手術（注1） ⑪ 切開・ドレナージ(洗浄)手術 ⑫ 骨折内部固定手術 ⑬ 腱・靭帯切断手術 ⑭ 保険会社指定獣医師により、上記①～⑬までの手術の代替手術（注2）であることが認められた手術</p> <p>（注1）関節鏡手術 臨床症状のない離断性骨軟骨症（OCD）に対する手術を除きます。</p> <p>（注2）代替手術 保険期間中に発生した傷害又は疾病と同一の傷害又は疾病に対する外科手術であり、同程度の効果が期待できる手術をいいます。</p>	<p>1回の手術につき手術に関わる実費が支払われます。</p> <p>※保険期間中の総支払額は、保険金額の3%を上限とします。</p> <p>※手術保険金は死亡又は競走能力喪失による保険金額とは別枠で支払います。</p> <p>※同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては手術保険金を支払いません。</p> <p>※手術当日に要した費用、かつ保険会社が認めたものに限り、後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については支払いません。</p> <p>※提出されたレボジトリー資料に偽造又は変造があった場合には手術保険金は支払いません。</p>
--------	--	--	--

- ・海外輸送のために検疫に入ってから事故については保険金支払の対象外とします。
- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った損害も保険金支払の対象とします。

(4) 保険金額

- ・せり市場における売買代金（消費税込み、以下同じ）全額を保険金額として設定します。但し、1頭につき20億円を上限とします。同額を超えた場合には、購買者又は販売者より当協会事務局にご相談ください。
- ・この保険は売買代金全額を保険金額とするため、同一の1歳馬について他の保険又は共済に加入していたとしても、保険事故に対してこの保険の保険金額を超えて保険金が支払われることはありません。従って、他の保険又は共済には加入されないこと、またすでに加入済みの場合には解約されることをお勧めします。

(5) 保険期間の始期と終期

- ・売買成立日から翌年8月1日の午後4時までとします。但し、翌年8月1日の午後4時以前であっても、売買契約書の定めるところにより売買契約が解除された場合は、その時点を終期とします。
- ・保険金支払の対象になりうる傷病が発症してから症状確定以前に保険期間が終了する場合は、予め当該馬の所有者からの申し出によって、保険期間終了日までに所定の保険料を支払うことにより、従前の保険期間を延長することができます。

(6) 契約前検査

事前に保険会社指定獣医師が検査を実施します。

(7) 保険料

保険金額の**2.8%**とします。

(8) 保険契約者

一般社団法人日本競走馬協会とします。

(9) 保険料の徴収方法

- ・ 購買者の負担部分については売買代金の支払期日において購買者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者の負担部分については当協会が販売者に支払う売買代金から控除することによって徴収します。
- ・ 但し、売買代金の支払期日前に、保険事故が発生しかつ保険有責（保険会社に保険金支払責任があること）が確定した場合は、販売者が保険料全額を負担して当協会経由で保険金を受け取るものとし、販売者が負担するかかる保険料については、当協会が販売者に支払う保険金から控除することによって徴収します。

(10) 保険契約の解除と保険料の返還

前述「(5) 保険期間の始期と終期」にあるとおり、何らかの事由により売買契約が解除となった場合は、その時点をもって保険契約も解除となります。それにより、保険料が一部返還される場合がありますので、当協会事務局までお問い合わせください。

(11) 保険金の受取人

- ・ 上記の保険事故が発生した場合は、保険加入者である当協会が、販売者及び購買者に代わって、保険金をいったん受領します。
- ・ 売買代金の支払前に保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金額から、売買代金全額に対する売買手数料及び保険料を控除した額を、販売者に支払います。
- ・ 売買代金の完済後であって翌年8月1日の午後4時までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金の全額を購買者に支払います。

(12) 手術保険金の受取人

手術保険金については、当協会が「家畜市場業務規程」第21条（馬の引渡）第2項にある医療費負担に関する定めに基づき、購買者に支払います。

- この「ご案内」は、「せり市場総合保険（1歳馬）」の概要を説明したものです。詳しい内容については、競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約をご覧ください。日本競走馬協会又は引受保険会社（幹事引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）にお問い合わせください。
- 「せり市場総合保険（1歳馬）」の競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約はセレクトセール当日、受付にてご準備しています。
- この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っています。各引受保険会社は、以下の割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社	55%
東京海上日動火災保険株式会社	25%
三井住友海上火災保険株式会社	20%

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人日本競走馬協会
東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
TEL：03-3505-3445

又は

幹事引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
総合営業第一部第三課 担当：長谷部
東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL：03-3231-4214

2026 せり市場総合保険（当歳馬）のご案内

2026年セレクトセール（以下「当該せり市場」）で取引された当歳馬は、その危険負担を考慮し、当協会を保険契約者として「せり市場総合保険」（幹事引受保険会社・損害保険ジャパン株式会社）に加入します。その際の保険料は販売者が3.9%を、購買者が2.6%を負担するものとします。

なお、ここでは当該せり市場最終日の翌日より10日以内に購買者が売買代金（消費税込み、以下同じ）の50%と保険料を支払うことを「初回の支払」、翌年の3月末日までに売買代金の50%を支払うことを「2回目の支払」といいます。

（1）せり市場総合保険の特色

落札時から翌々年2歳8月1日の午後4時までの事故に保険金・手術保険金が支払われます。

普通保険 せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合

特約【競走能力喪失】 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合

特約【手術費用】 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合

（2）保険の対象

当該せり市場において落札された全馬を対象とします。（強制加入）

（3）補償の範囲と金額について

		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
	普通保険 せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合	次の事由による死亡（切迫屠殺を含む）の場合 ① 傷害・疾病 ② 火災・落雷 ③ 法定伝染病	
特約	競走能力喪失 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合	次の傷病が完治せず、競走の用に供することができない、又は出走資格を永久に喪失するものであることを、保険会社指定獣医師が認定した場合 ① 骨折、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂並びに1眼以上の失明。 但し、骨折には剥離骨折（関節内剥離骨折を除きます）を含みません。 ② 蹄葉炎、離断性骨軟骨症（OCD）による跛行、変形性（退行性）関節疾患（DJD）による跛行 ③ 眼疾患による1眼以上の失明 ④ 腰痠（「レントゲン検査又は脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められるか、神経圧迫病変が推定されるもの」、かつ「重度の運動失調が認められるもの」に限ります。）	保険金額の100% *保険金が支払われた後、いかなる場合も被保険馬は、競走の用に供されてはなりません。

特約	<p>手術費用 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合</p>	<p>傷害又は疾病により、次の外科手術（吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。但し、関節鏡手術の場合は、局所麻酔による立位により行われる手術も対象とします。）を受けた場合</p> <p>① 上部気道手術 ② 開腹手術 ③ 眼科手術 ④ 副鼻腔手術 ⑤ 歯科手術 ⑥ 腫瘍摘出手術 ⑦ 外傷手術 ⑧ 骨摘出手術 ⑨ 軟部組織摘出手術 ⑩ 関節鏡手術（注1） ⑪ 切開・ドレナージ(洗浄)手術 ⑫ 骨折内部固定手術 ⑬ 腱・靭帯切断手術 ⑭ 保険会社指定獣医師により、上記①～⑬までの手術の代替手術（注2）であることが認められた手術</p> <p>（注1）関節鏡手術 臨床症状のない離断性骨軟骨症（OCD）に対する手術を除きます。 （注2）代替手術 保険期間中に発生した傷害又は疾病と同一の傷害又は疾病に対する外科手術であり、同程度の効果が期待できる手術をいいます。</p>	<p>1回の手術につき手術に関わる実費が支払われます。</p> <p>※保険期間中の総支払額は、保険金額の5%を上限とします。</p> <p>※手術保険金は死亡又は競走能力喪失による保険金額とは別枠で支払います。</p> <p>※同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては手術保険金を支払いません。</p> <p>※手術当日に要した費用、かつ保険会社が認めたものに限り、後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については支払いません。</p>
----	---	---	--

- ・海外輸送のために検疫に入ってから事故については保険金支払の対象外とします。
- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った損害も保険金支払の対象とします。

(4) 保険金額

- ・せり市場における売買代金（消費税込み、以下同じ）全額を保険金額として設定します。但し、1頭につき20億円を上限とします。同額を超えた場合には、購買者又は販売者より当協会事務局にご相談ください。
- ・この保険は売買代金全額を保険金額とするため、同一の当歳馬について他の保険又は共済に加入していたとしても、保険事故に対してこの保険の保険金額を超えて保険金が支払われることはありません。従って、他の保険又は共済には加入されないこと、またすでに加入済みの場合には解約されることをお勧めします。

(5) 保険期間の始期と終期

- ・売買成立日から翌々年8月1日の午後4時までとします。但し、翌々年8月1日の午後4時以前であっても、売買契約書の定めるところにより売買契約が解除された場合は、その時点を終期とします。
- ・保険金支払の対象になりうる傷病が発症してから症状確定以前に保険期間が終了する場合は、予め当該馬の所有者からの申し出によって、保険期間終了日までに所定の保険料を支払うことにより、従前の保険期間を延長することができます。

(6) 契約前検査

事前に保険会社指定獣医師が検査を実施します。

(7) 保険料

保険金額の**6.5%**とします。

(8) 保険契約者

一般社団法人日本競走馬協会とします。

(9) 保険料の徴収方法

- ・ 購買者の負担部分については、初回の支払において購買者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者の負担部分については当協会が販売者に支払う初回の支払の売買代金から控除することによって徴収します。
- ・ 但し、初回の売買代金の支払期日前に、保険事故が発生しかつ保険有責（保険会社に保険金支払責任があること）が確定した場合は、販売者が保険料全額を負担して当協会経由で保険金を受け取るものとし、販売者が負担するかかる保険料については、当協会が販売者に支払う保険金から控除することによって徴収します。

(10) 保険契約の解除と保険料の返還

前述「(5) 保険期間の始期と終期」にあるとおり、何らかの事由により売買契約が解除となった場合は、その時点をもって保険契約も解除となります。それにより、保険料が一部返還される場合がありますので、当協会事務局までお問い合わせください。

(11) 保険金の受取人

- ・ 上記の保険事故が発生した場合は、保険加入者である当協会が、販売者及び購買者に代わって、保険金をいったん受領します。
- ・ 初回の支払の前に保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金額から、売買代金全額に対する売買手数料及び保険料を控除した額を、販売者に支払います。
- ・ 初回の支払の後、2回目の支払までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金を販売者、購買者にそれぞれ50%ずつ支払います。但し、販売者に支払う保険金から、本来2回目の支払時に発生すべき売買手数料を控除します。
- ・ 売買代金の完済後であって翌々年8月1日の午後4時までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金の全額を購買者に支払います。

(12) 手術保険金の受取人

手術保険金については、当協会が「家畜市場業務規程」第21条（馬の引渡）第2項にある医療費負担に関する定めに基づき、購買者に支払います。

- この「ご案内」は、「せり市場総合保険（当歳馬）」の概要を説明したものです。詳しい内容については、競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約をご覧ください。日本競走馬協会又は引受保険会社（幹事引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）にお問い合わせください。
- 「せり市場総合保険（当歳馬）」の競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約はセレクトセール当日、受付にてご準備しています。
- この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っています。各引受保険会社は、以下の割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社	55%
東京海上日動火災保険株式会社	25%
三井住友海上火災保険株式会社	20%

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人日本競走馬協会
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
TEL：03-3505-3445

又は

幹事引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
総合営業第一部第三課 担当：長谷部
東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03-3231-4214

1歳上場馬の四肢レントゲン写真撮影及び 上部気道内視鏡動画提出について

1歳上場馬は、本資料の提出並びにオンラインレポジトリーでの事前公開を義務とさせていただいております。これは1歳馬の取引にあたり、本資料が購買者の皆様にとって必要不可欠なものであることと合わせて、安心してご購入いただける市場として当セール信頼性を更に高めるためです。

つきましては、提出締切日までに指定の全資料をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、上場選定委員会にて上場が決定した馬であっても、本資料を提出いただけなかった場合には「欠場扱い」となり、家畜市場業務規程第28条(5)欠場違約金と翌年の上場停止の対象となりますのでご承知おきください。

後述の指針に沿って提出いただいた販売者の皆様には、助成金として、1頭あたり50,000円を支給させていただきます。支給時期は売買代金の決済が終了した後とし、皆様の指定銀行口座への振込みとさせていただきます。

〈有効撮影期間〉

2026年6月4日(木)～6月23日(火)までの間に撮影したもの

〈提出締切日及び場所〉

提出締切日：2026年6月23日(火)

提出・問合わせ先：(一社)日本競走馬協会 北海道事務所

〒055-0004 北海道沙流郡日高町富川東3-3-1

(株)サラブレッド・ブリーダーズ・クラブ内

Tel：01456-2-2121

Fax：01456-2-2505

1. 四肢レントゲン撮影について

【撮影部位】

両前肢球節・両手根関節・両後肢球節・両足根関節・両膝関節の10関節について目的部位が明瞭に観察できるように撮影してください。

【レントゲンマーカの使用について】

球節については前後左右（例えばLF/RF/LH/RHなど）、手根関節・足根関節・膝関節については左右が明確に識別できるマーカーをレントゲン画像上に表示するようにしてください。

【各部位における撮影方向と目的部位】

左前球節 1～4

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 背-掌側方向 | 第3中手-第1指骨関節 |
| | 水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で |
| 2 外-内側方向 | 第3中手骨遠位矢状稜・第1指骨近位 |
| 3 背外-掌内側方向 | 外側近位種子骨・第1指骨近位内側 |
| 4 背内-掌外側方向 | 内側近位種子骨・第1指骨近位外側 |

右前球節 5～8

- | | |
|------------|------------------------|
| 5 背-掌側方向 | 第3中手-第1指骨関節 |
| | 水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で |
| 6 外-内側方向 | 第3中手骨遠位矢状稜・第1指骨近位 |
| 7 背外-掌内側方向 | 外側近位種子骨・第1指骨近位内側 |
| 8 背内-掌外側方向 | 内側近位種子骨・第1指骨近位外側 |

左後球節 9～12

- | | |
|-------------|------------------------|
| 9 背-底側方向 | 第3中足-第1趾骨関節 |
| | 水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で |
| 10 外-内側方向 | 第3中足骨遠位矢状稜・第1趾骨近位 |
| 11 背外-底内側方向 | 外側近位種子骨・第1趾骨近位内側 |
| 12 背内-底外側方向 | 内側近位種子骨・第1趾骨近位外側 |

右後球節 13～16

- | | |
|-------------|------------------------|
| 13 背-底側方向 | 第3中足-第1趾骨関節 |
| | 水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で |
| 14 外-内側方向 | 第3中足骨遠位矢状稜・第1趾骨近位 |
| 15 背外-底内側方向 | 外側近位種子骨・第1趾骨近位内側 |
| 16 背内-底外側方向 | 内側近位種子骨・第1趾骨近位外側 |

左手根関節 17～19

- | | |
|---------------|---------------------|
| 17 外 - 内側方向 | |
| 18 背外 - 掌内側方向 | 橈側手根骨・第3手根骨内側・第4手根骨 |
| 19 背内 - 掌外側方向 | 中間手根骨・第3手根骨外側・第2手根骨 |

右手根関節 20～22

- | | |
|---------------|---------------------|
| 20 外 - 内側方向 | |
| 21 背外 - 掌内側方向 | 橈側手根骨・第3手根骨内側・第4手根骨 |
| 22 背内 - 掌外側方向 | 中間手根骨・第3手根骨外側・第2手根骨 |

左足根関節 23～25

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 23 外 - 内側方向 | 距骨 - 中心足根骨 - 第3足根骨 - 第3中足骨関節 |
| 24 背外 - 底内側方向 | 脛骨遠位内果 |
| 25 底外 - 背内側方向 | 脛骨遠位中間隆起・距骨外側滑車 |

右足根関節 26～28

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 26 外 - 内側方向 | 距骨 - 中心足根骨 - 第3足根骨 - 第3中足骨関節 |
| 27 背外 - 底内側方向 | 脛骨遠位内果 |
| 28 底外 - 背内側方向 | 脛骨遠位中間隆起・距骨外側滑車 |

左膝関節 29～31

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 29 底 - 背側方向 | 大腿骨遠位内側顆・外側顆 脛骨顆間結節 |
| 30 外 - 内側方向 | 膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車 脛骨近位 |
| 31 底外 - 背内側方向 | 大腿骨遠位外側滑車 膝蓋骨 |

底 - 背側方向の撮影に際しては、ある程度出力の高いレントゲン撮影装置を使用する事が望ましい。

右膝関節 32～34

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 32 底 - 背側方向 | 大腿骨遠位内側顆・外側顆 脛骨顆間結節 |
| 33 外 - 内側方向 | 膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車 脛骨近位 |
| 34 底外 - 背内側方向 | 大腿骨遠位外側滑車 膝蓋骨 |

底 - 背側方向の撮影に際しては、ある程度出力の高いレントゲン撮影装置を使用する事が望ましい。

【検査結果】

レントゲン検査の結果は、当協会が配布するプログラム内蔵 USB メモリに撮影したままの DICOM データを保存の上、提出してください。但し、USB メモリは撮影者（獣医師）に対して配布いたします。販売者は撮影を依頼する獣医師が USB メモリを持っているかを確認していたき、持っていない場合は、前述の資料提出先に問い合わせいただきますようお願いください。

撮影したレントゲン写真は、閲覧者への配慮として、前述【各部位における撮影方向と目的部位】に定める順番に並びかえていただきます。並びかえ作業は、撮影者（獣医師）にお願いすることになり、前述の USB メモリに保存する段階で行っていただきます。

また、6月30日（火）～7月2日（木）の間に専用サーバにログインして、提出した画像に間違いがないかを撮影者（獣医師）に確認していただく予定です。その際の ID ナンバーとして撮影者のメールアドレスを使用しますので、資料提出時に記入いただくメールアドレスはくれぐれも間違いのないようご注意ください。パスワードにつきましては、後日事務局より ID として使用するメールアドレスに送信させていただきます。

2. 上部気道内視鏡検査について

【内視鏡検査の方法】

安静時立位にて行い、鎮静剤は使用せず鼻捻子で保定してください。

人馬の安全のためにやむを得ず鎮静剤を使用した場合は、鎮静剤の薬品名と用量を明記してください。

左右いずれかの鼻腔から内視鏡を挿入し、鼻腔、咽頭部、喉頭部について検査を行ってください。（必要があれば気管も行ってください）

喉頭部の検査については披裂軟骨の外反運動を確認するために、鼻腔をふさいで深呼吸を促すあるいは内視鏡から注水し嚥下を起こさせ、左右の披裂軟骨小角突起の外反運動を少なくとも3回以上明瞭に観察できるように行ってください。

【検査結果】

レントゲン画像同様に、当協会が配布する USB メモリに保存の上、提出してください。提出できるデータ形式は次の通りとなっております。

【mp4、WMV、avi（MS-DV、CanopusHQ）、mov】

USB メモリ内蔵プログラムのガイダンスに沿って動画データを保存してください。

3. 検査受入施設のご案内

HBA 浦河診療所

〒057-0024 北海道浦河郡浦河町築地 2-1-1

Tel：0146-22-2258 Fax：0146-22-3452

電話予約制

料金：組合員：約 8 万円 非組合員：約 12 万円

(四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

株式会社エルムホースクリニック 敷地 光盛 (しきち みつもり)

〒057-0025 北海道浦河郡浦河町緑町 59-61

Tel・Fax：0146-26-7275 携帯：090-9527-5263

電話予約制

料金：5.5 万円 (四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

HBA 静内診療所

〒056-0002 北海道日高郡新ひだか町静内神森 175-2

Tel：0146-42-1200 Fax：0146-43-3464

電話予約制

料金：組合員：約 8 万円 非組合員：約 12 万円

(四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

有限会社イノウエ・ホース・クリニック 井上 裕士 (ゆうじ)

〒056-0001 北海道日高郡新ひだか町静内目名 453-48

Tel：0146-45-2710 (平日午前中) Fax：0146-45-2711 携帯：090-9087-6595

電話予約制

料金：5.5 万円 (税別。四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

北洋ホースクリニック 佐藤 和茂

〒056-0144 北海道日高郡新ひだか町静内田原 569

Tel：0146-46-2356 FAX：0146-46-2357 携帯：090-8709-7712

電話予約制

料金：6 万円 (税別。四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

日高門別ホースクリニック 西村 信義

〒055-0003 北海道沙流郡日高町福満 143

Tel：01456-2-2211 FAX：01456-2-1910 携帯：090-3119-5050 (西村)

電話予約制 飼養管理先に出向き撮影

料金：5.5 万円 (四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む)

株式会社かわた カワタエクワインプラクティス

〒055-0005 北海道沙流郡日高町富浜 223-91

Tel：01456-7-8523 Fax：01456-7-8524 携帯：080-1406-4323（浮田）

電話予約制

料金：5.4万円（四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む）

株式会社エクワインレーシング 瀬瀬 賢（せせ まさる）

〒054-0014 北海道勇払郡むかわ町米原 479-2

Tel：0145-42-5522 Fax：0145-42-5523 携帯：090-1524-8043（瀬瀬）

電話予約制

料金：5.5万円（四肢レントゲン及び内視鏡検査を含む）

社台ホースクリニック

〒059-1365 北海道苫小牧市植苗 100-12

Tel：0144-58-2254 Fax：0144-58-3139

電話予約制

料金：四肢レントゲン（指定全箇所） 8万円

上部気道内視鏡検査（動画録画を含む） 2万円

なお、上記は当事務局で受入の確認が出来た診療所のみ表記しており、それ以外にも受入が可能な診療所があると思われますので、お近くの診療所にもお問い合わせください。

4. 資料提出時の注意

上場馬のレントゲン写真において、画像が不鮮明であったり、目的部位が確実に描出されていない場合には、購買者がせりに参加する馬を選定する際に外される可能性がありますので、以下の点に注意してください。

- ① 撮影を依頼する獣医師に、撮影後の写り具合を確認してもらい、もし不都合があれば再撮影を依頼してください。
- ② 写り具合や撮影枚数について、可能であれば販売者をご自身で確認されるか、第三者に依頼して確認されることをお勧めします。

上場馬のウォーキング（常歩）動画配信について

本年も当協会ホームページにてウォーキング（常歩）動画の配信を下記の要領で実施いたします。
これは、購買者が購買希望馬の絞り込みを行う際にご覧いただくもので、上場馬をアピールする絶好の機会となりますので、是非掲載をご検討ください。

動画掲載の希望につきましては、上場が決定した後に、改めて確認させていただきます。

なお、提出（掲載）する動画は、ご自身で撮影していただくか、撮影業者に依頼してください。

記

配信開始日：2026年7月3日（金）～セール終了まで

掲載 URL：https://www.jrha.or.jp/selectsale/index.html

掲載費用：掲載の加工料として、1頭につき¥6,000（消費税別）

注）撮影費用は別途必要となります。

提出締切日：2026年6月22日（月） ※必着

注）上記締切日までに動画が到着していない場合は、掲載できませんので予めご了承ください。

動画提出用サイト：

<https://form.run/@stream-ZF2RPnERleOvIL3Z9hBJ>

動画提出用サイトの使い方のお問い合わせ

株式会社 J ストリーム（ジェイ・ストリーム）

プロダクションセンター課 セレクトセール担当

E-mail：epre@stream.co.jp

TEL：03-5765-5326 FAX：03-5765-3537

※ 撮影・提出に関するお問い合わせは、日本競走馬協会東京事務局
（TEL：03-3505-3445）までお願いいたします。

以上

【撮影・提出時の注意点】

1. 配信はパソコン、スマートフォン、タブレットへ 1920 × 1080 サイズで行います。
2. 提出は1頭につき1つのファイルで、動画のアスペクト比を 16：9 とした MP4（※推奨）形式で提出してください。
3. 動画ファイル名は「上場番号・馬名」としてください。
例：001-メチャコルタの2024.mp4
※ファイル名に上場番号がない場合はアップロードできないことがありますので、必ず上場番号と馬名をファイル名に入力してください。
4. 提出の動画は、ウォーキング（常歩）の横、前、後ろを中心として、立ち姿を入れて 30 秒程度の動画としてください。
5. 動画提出用 URL には動画ファイルの転送機能がありませんので、普段利用しているファイル便

サービスや無料のファイル便サービスでダウンロード用 URL を予めご準備ください。
同 URL 内には無料ファイル便サービスへのリンクを掲示しています。

6. 掲示している無料ファイル便サービスは複数の動画をまとめてアップロード可能です。この場合、ダウンロード用 URL は1つになりますのでお勧めしております。

なお、Jストリームではテレワークを実施しているため、電話は直接つながりません。折り返しの連絡になることをご了承ください。